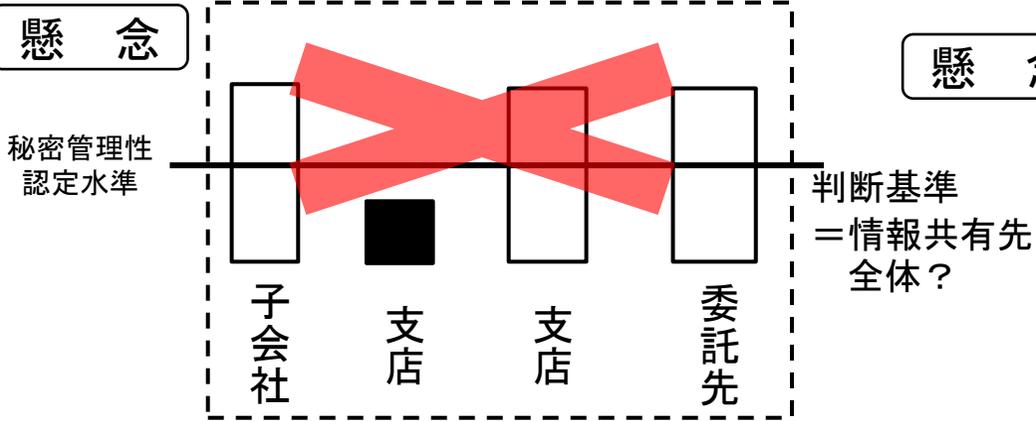
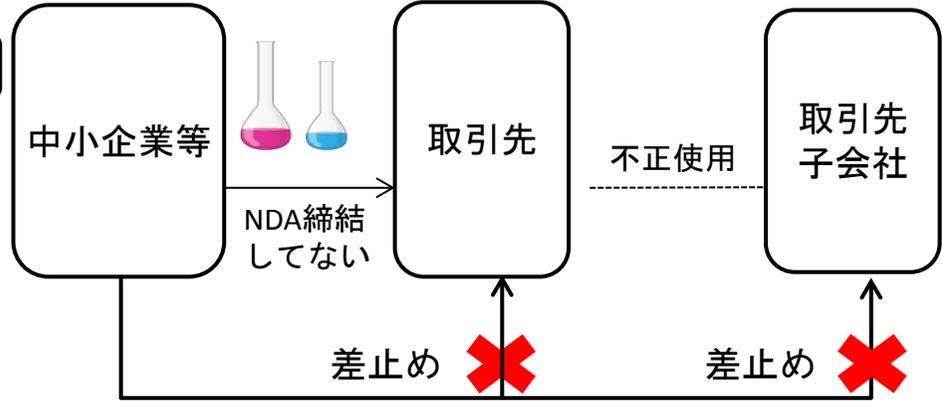


自社の営業秘密が業務委託先や取引先によって不適切に使用される場合の保護範囲を明確化。

関連会社・委託先との営業秘密共有

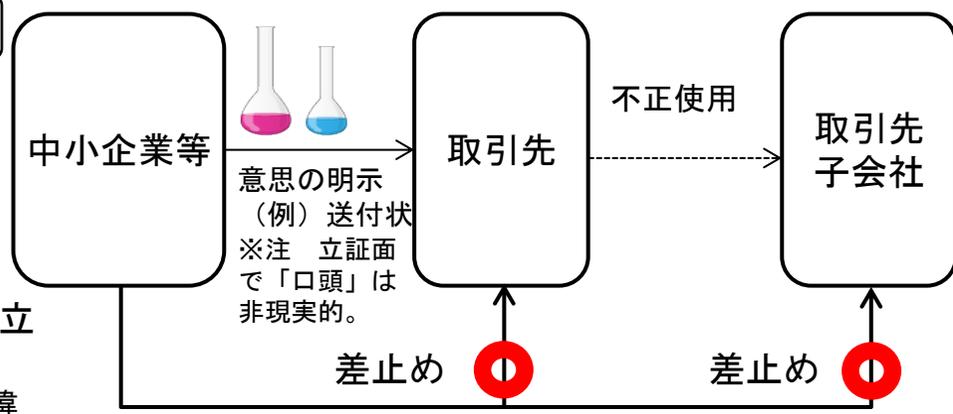
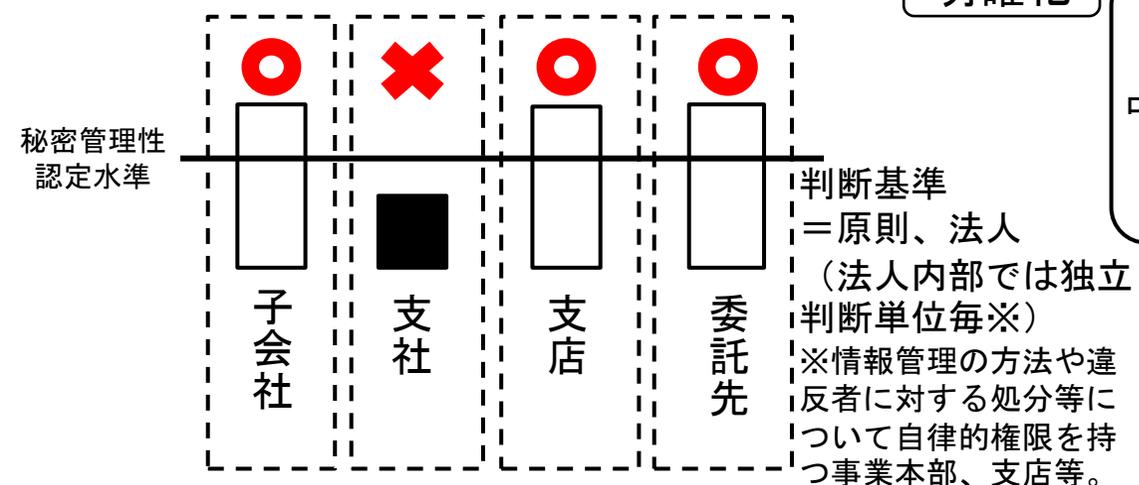


取引先による不正使用



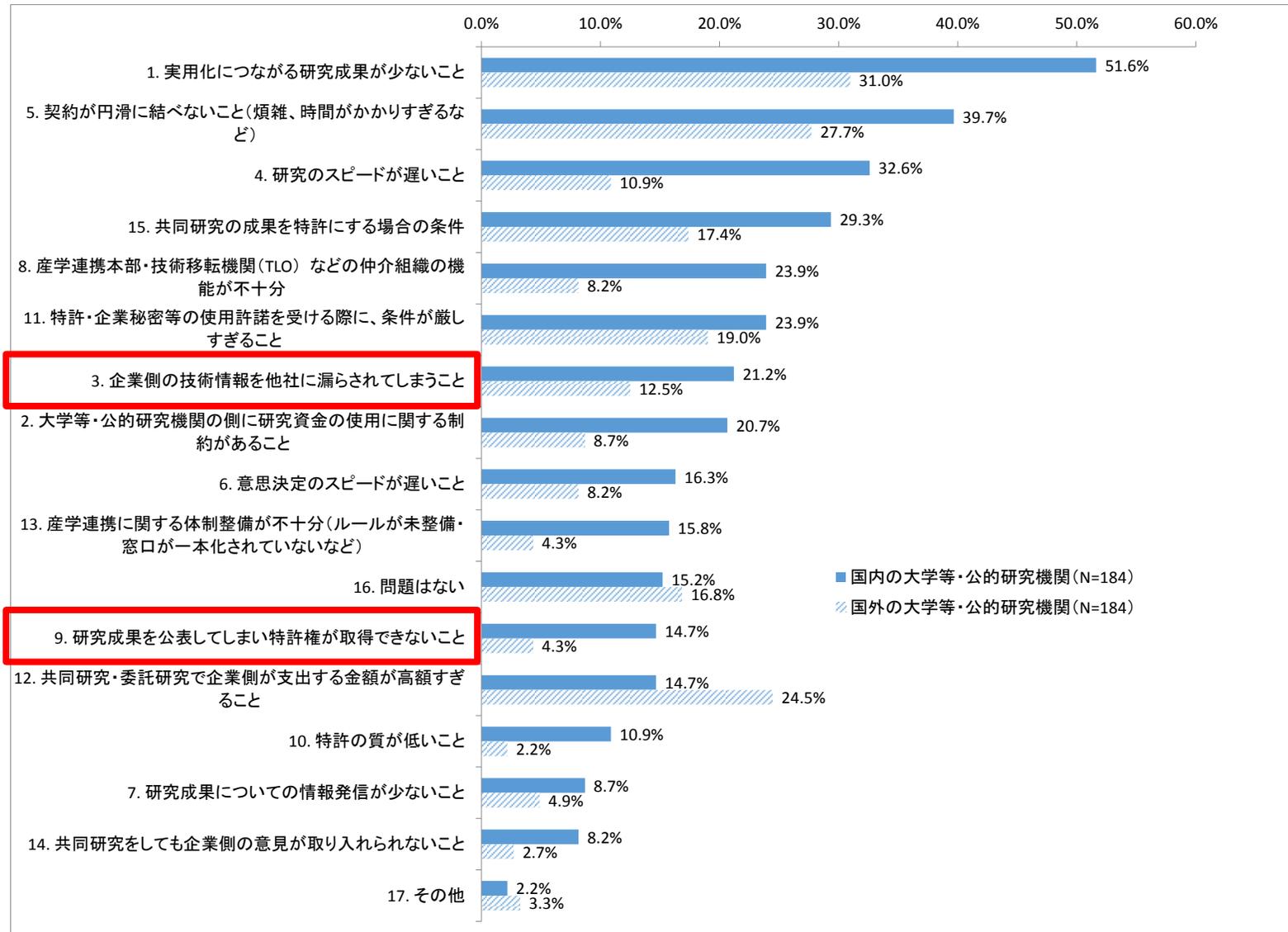
1箇所の共有先（関連会社・委託先等）の管理不徹底によって、情報流出が止められない?

明確化



企業が技術的知識を導入するに当たっての大学・公的研究機関側の問題点

技術的知識を導入するにあたり国内外の大学等・公的研究機関側において問題だと考えること
(国内・国外の双方から技術的知識を導入した経験ありと回答した企業を対象)



技術流出防止マネジメントについて (安全保障貿易管理関係の観点)

- ・安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
(平成22年改訂)

安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイドンス(大学・研究機関用)概略

基本的考え方

- ・意図せざる技術流出や法令違反を未然に防止するために、研究者一人一人の外為法規制の理解と遵守活動の実践が必要不可欠である。
- ・外国に向けて又は非居住者に、技術提供を行おうとするときは、必ず外為法に基づく許可が必要か否か確認しなければならない。



<大学・研究機関でよく見られる技術提供や輸出の機会の例>

技術提供の機会	具体例	主な注意点
留学生・外国人研究者の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ○実験装置の貸与 ○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○授業、会議、打合せ ○研究指導、技能訓練 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○居住性 ○公知の技術 ○基礎科学分野 ○再提供の可能性 ○帰国時の持ち出し ○外国ユーザーリスト
他大学や企業との共同研究	<ul style="list-style-type: none"> ○実験装置の貸与 ○技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○会議、打合せ など 	<ul style="list-style-type: none"> ○居住性 ○公知の技術 ○基礎科学分野 ○商品開発の狙い ○外国ユーザーリスト
研究試料などの持ち出し	<ul style="list-style-type: none"> ○サンプル品の持ち出し ○自作の研究資機材を携行 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○外為法上の「貨物」 ○外為法上の「輸出」
施設見学	<ul style="list-style-type: none"> ○研究施設の見学 ○工程説明、資料配付 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○公知の技術 ○再提供の可能性
非公開の講演会・展示会	<ul style="list-style-type: none"> ○技術情報を口頭で提供 ○技術情報をパネルに展示 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○公知の技術

効果的な自主管理体制の整備に係る主な事項

- ・組織における輸出管理担当部署や責任者を選任する。
- ・各機関がそれぞれの実情を踏まえ、組織内の責任体制と役割分担、管理のためのルールなどを明確に定めた具体的な自主管理体制の構築に向けて取り組むことが重要である。
- ・最新の法令情報を収集し、関係部署に周知及び指導を行う。
- ・監査の体制及び手続を組織的に定め、定期的に監査を行う。
- ・無許可で規制対象技術を提供したことを知った場合又は提供したおそれがある場合には、輸出管理部署へ早急に報告し、組織として対策を講じるとともに、速やかに経済産業大臣に報告をする。

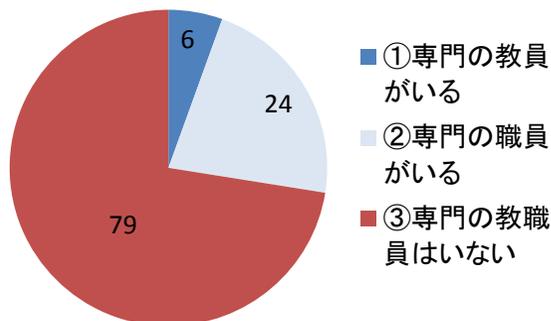
出典:「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイドンス(大学・研究機関用)改訂版」経済産業省(平成22年3月17日)

海外との共同研究等に係る主な事項

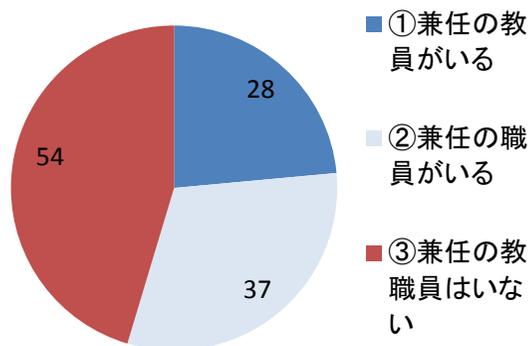
- ・ 提供する技術が、大量破壊兵器の開発のために利用されるおそれや、大量破壊兵器の開発を行っているおそれのある懸念国や組織出身の研修生や留学生に対するものではないかなど、用途や相手先を慎重に検討しなければならない。
- ・ 外国の機関や非居住者から技術提供依頼を受けたら、相手に技術を提供する前に具体的な内容を確定させ、該非判定を行う。
- ・ 学科や研究室の担当者など、技術提供に関わる者が、手続に従って必要な事項を判定し、責任者の判断を仰ぐ。
- ・ 留学生や研修生は、来日して6か月未満は外為法上、「非居住者」となることに留意する。
- ・ 来日後6か月経過して「居住者」となった留学生などが、帰国後、外国において技術を再提供することがあらかじめ分かっている場合などは、技術資料の外国への持ち出しなどによる技術の提供に際し、規制の対象の技術提供の有無について確認する必要がある。
- ・ 外国の機関などとの共同研究を実施する場合で、特定の製品への応用を目的としている場合には、提供技術の中に規制対象技術が含まれているかどうか確認する必要がある。
- ・ 試供品等を海外に持って行く場合でも、使われている材料等の仕様によっては規制対象となることがあるので、許可を取得する。
- ・ 一つの技術でも、複数の項目にまたがって規制されている場合があるので、判定に際しては注意する。
- ・ 将来的に公表を行う予定の技術提供であっても、許可が必要になる場合もあり得る。
- ・ 技術提供を行うに当たっての取引審査において、相手先の所在が確定しているか、提供しようとする技術の用途を相手先が明確に提示しているか又はその他用途に疑問が無いかなど、安全保障上懸念が無いことを明らかにする。
- ・ 該非判定や取引審査の結果、許可が必要な場合には、機関で定めた最終取引判断権者によって、機関として、当該技術の提供の適否を判断する。
- ・ 許可を取得した範囲内で、役務提供を行うようにする。
- ・ 技術提供に係る文書や電磁的記録を保存するようにする。

安全保障貿易管理に関する状況

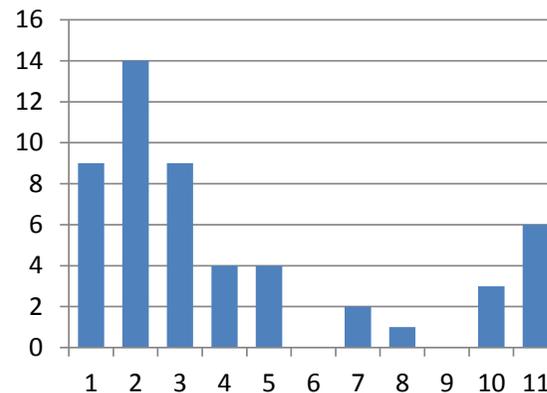
輸出管理部門に輸出管理専門又は専任の教員又は職員はいますか？
(複数回答可)



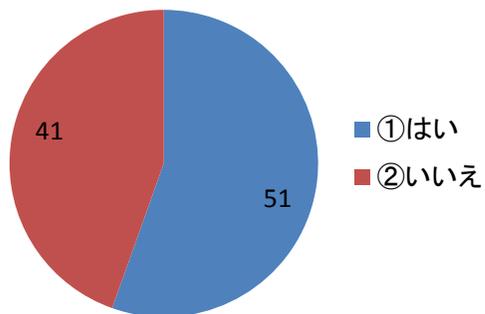
輸出管理の兼任教員又は職員はいますか？(複数回答可)



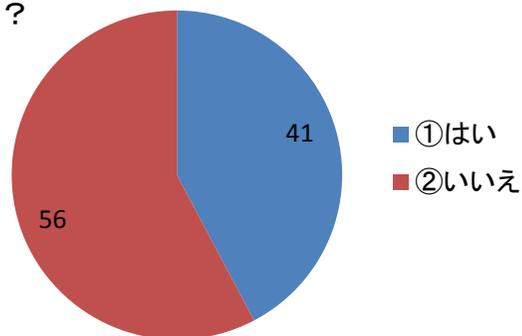
輸出管理業務に従事している教職員数
(専任・兼任合計)



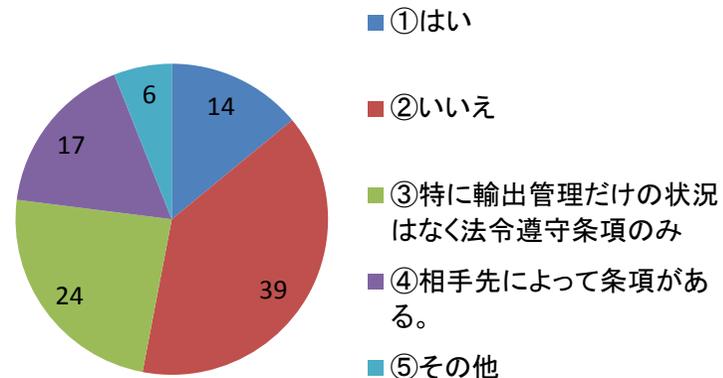
外国の研究者を受け入れる際に、輸出管理上の確認を行っていますか？



共同研究契約の際、輸出管理の観点から、提供予定の技術情報・マテリアル及び相手先に関する審査を行っていますか？



契約書に輸出管理に関する条項はありますか？



その他 (国際産学官連携、職務発明等)

- ・国際産学官連携に関する議論
- ・職務発明制度(特許法35条)を巡る最近の動向

国際産学官連携において想定されるリスク要因

国際産学官連携に対する指摘

- **プラスの側面**
 - ・日本の大学等の研究レベルの向上や優秀な研究者の輩出
 - ・産学官による新たな融合領域の形成などの可能性向上
 - ・グローバルでの成長が見込める研究の国際展開
 - ・知的財産の権利取得・活用の国際的な活動

- **マイナスの側面**
 - ・国内産業の活性化などの施策と相反
 - ・我が国の大学等の知的財産の国外流出につながるのではないかと懸念する向き

想定されるリスク要因等

- (1) **軍事研究に係る共同研究等における信頼の失墜につながるリスク**
安全保障貿易管理上の問題。
- (2) **日本企業の競合企業等との連携が信頼の失墜につながるリスク**
我が国の大学等が、日本企業と競合関係にある外国企業と連携することについては国内において一部批判が存在。
- (3) **研究成果の取扱いを通じて信頼の失墜につながるリスク**
研究開発力強化法(第41条)では、国の競争的資金等により行われる研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出の防止に必要な施策を講ずることを要求。大学・研究機関がライセンス契約の際に注意することは、「第三者の特許権の非侵害を保証しないこと」、「ライセンシーとしての適格性」、「軍事機関へのライセンス」、「各国のライセンスに関する規制」等。
- (4) **共同研究等における金銭の損失につながるリスク**
外国企業との共同研究等においては、研究費等の不払いや遅延、外貨での受け取りや外国送金に伴う経費等の発生など。対応次第では、大学・研究機関側が大きな損失。
- (5) **法務の体制と契約リスクマネジメント**
外国企業等との連携においては、相手方企業が属する国の法律や法令を理解することが必要となってくる。

国際産学官連携活動の状況

共同研究実施件数／研究費受入額

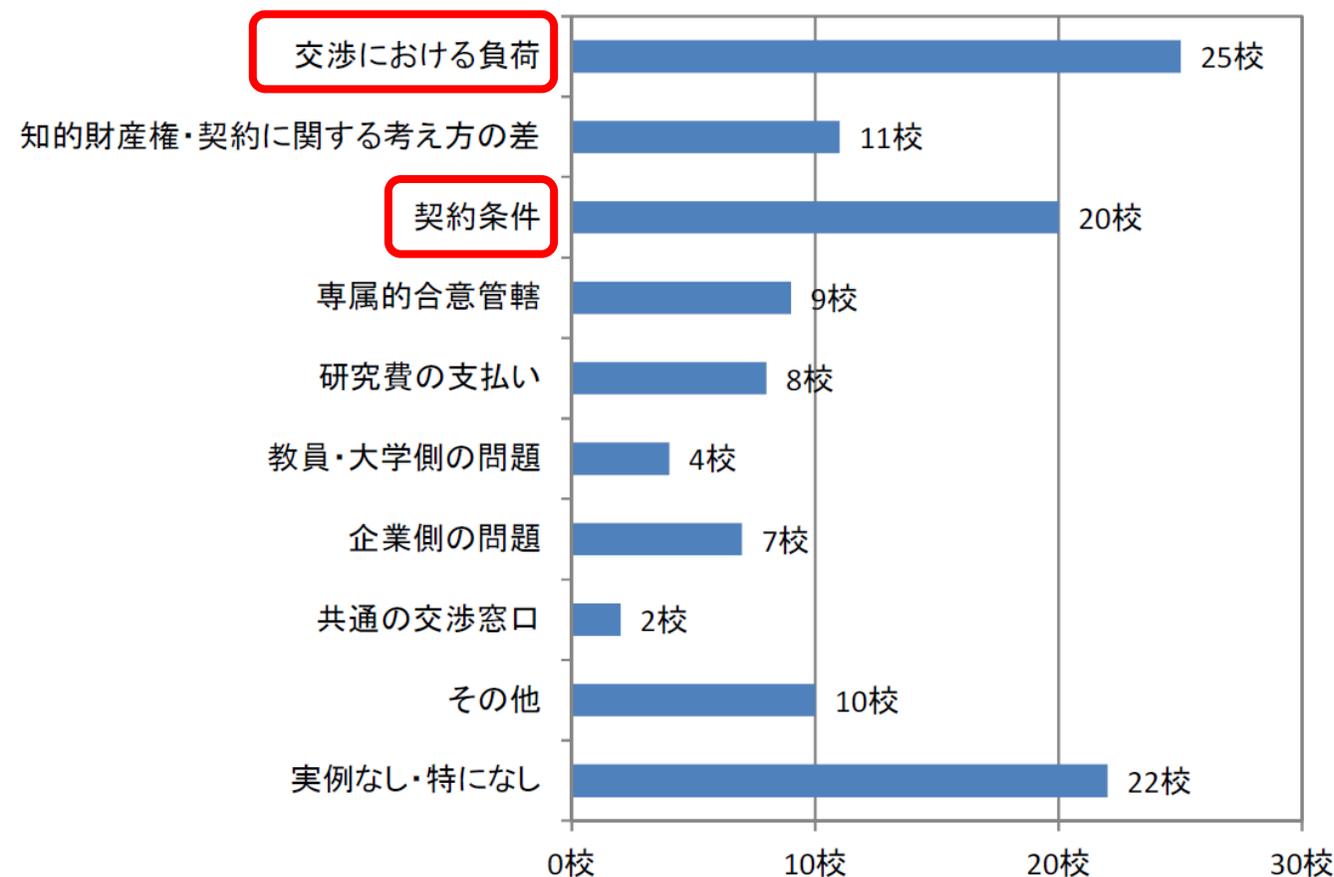
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
外国企業	実施件数	127	179	185	214	198	210
	研究費受入額(千円)	723,072	705,927	660,014	1,073,853	880,625	903,044
国内企業	実施件数	14,974	14,779	15,544	16,302	16,925	17,881
	研究費受入額(千円)	32,977,658	29,308,552	31,406,935	33,432,897	34,148,249	10,543,129

特許権実施許諾等権利数／収入額

		平成24年度	平成25年度
外国企業	権利数	473	417
	収入額(千円)	275,182	213,983
国内企業	実施件数	4,872	5,014
	収入額(千円)	902,307	1,501,161

共同研究、受託研究における外国企業特有の課題・問題点

国内大学からみた、共同研究、受託研究における外国企業特有の課題・問題点（複数回答可）



【具体的なコメント】

● 交渉における負荷

- ・契約書及び交渉が英語またはその他の外国語のため、非常に手間がかかること
- ・契約書が膨大な量であり、負荷が大きいこと
- ・弁護士などの専門家を雇えば費用がかかること
- ・契約内容に関して相手が強硬な姿勢のため、合意に達するまでタフな交渉が求められること

● 契約条件

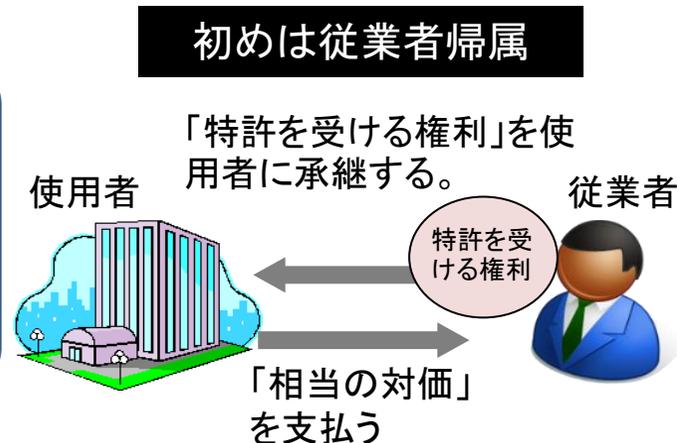
- ・研究成果(知的財産権)は全て外国企業の所有になるという条項があること
- ・研究成果が厳しく求められるケースがあること
- ・守秘義務が厳しいこと
- ・秘密漏洩時の巨額の損害賠償が条項に含まれていたこと

※国内の82校の産学連携推進本部に相当する組織に対して、アンケート調査。研究対象大学は、主として2010年から2012年の特許出願公開件数及び国際特許出願公開件数の多い大学、並びに意匠登録件数の多い大学の中から選定したもの。当該設問には、81校が回答。

職務発明制度(特許法35条)を巡る特許法改正の検討状況

平成16年改正法

【概略】職務発明に関する「特許を受ける権利」は、発明者(従業者)に帰属し、使用者は従業者から当該権利を承継。その対価として、使用者は従業者に「相当の対価」の支払い。
「相当の対価」は、使用者と従業者との間で、所定のプロセスを通じて決定。



国会提出法案

【背景】近年の企業におけるイノベーションの変化の実態に必ずしも対応していない側面があり、いくつかの問題が顕在化しつつある。

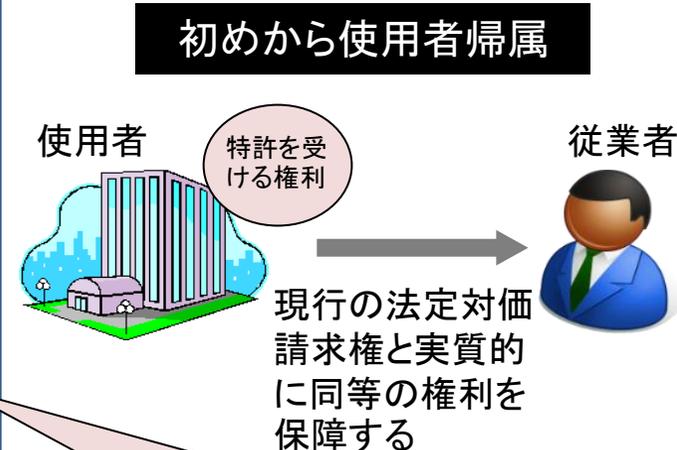
【概略】研究者のインセンティブを確保することを前提に、権利帰属の不安定性を解消するために、以下の方向性で検討。

①あらかじめ特段の定めをしたときは、職務発明に関する「特許を受ける権利」は、初めから使用者帰属。

※従業者帰属を希望する法人等(例えば大学・研究機関)は、従前どおりあらかじめ意思表示をしなければ従業者帰属を選択することも可能。

②発明成果に対する報いとなる経済上の利益を従業者に付与する義務を課すことを法定。現行の法定対価請求権と実質的に同等の権利を保障。

③発明のインセンティブ施策についての使用者・従業者間の決定手続に関する指針を経済産業大臣が策定することを法定化。



平成27年3月13日 閣議決定